

# 令和 7 年度 EMS 用機器導入促進助成金交付要綱

令和 7 年 3 月 2 8 日制定  
一般社団法人宮崎県トラック協会

## （事業趣旨）

第 1 条 宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）の普及を図るため、EMS 用機器を導入する会員事業者に対して助成金を交付する。

## （対象機器）

第 2 条 助成の対象となる機器は、エコドライブの実践に効果のある EMS 用車載器（以下「機器」という。）及びそれに準ずる物で別表に示すもの（全日本トラック協会の定める EMS 対象機器）で、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 4 日までに装着したものとする。

## （助成対象）

第 3 条 助成の対象となるのは県ト協会員で宮崎県内に所在する事業所とする。ただし会費の滞納がある会員事業者は除く。

## （交付額）

第 4 条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度にあらたに装着する機器に対して、1 台あたり 1 万円を交付する。但し、1 会員事業者あたり 1 0 台を限度とする。

※ただし申請日現在に県内で G マークを取得している事業者は、1 会員あたり 1 5 台を限度とする。

## （助成金交付請求）

第 5 条 会員事業者は機器装着が完了したときは、様式 1 により、EMS 用機器導入助成金実績報告書（助成金交付請求書）及び EMS 用機器導入内訳書（様式 2）を県ト協に提出しなければならない。

## （実績報告提出期限）

第 6 条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度 3 月 1 4 日までとする。

## （機器の処分制限）

第 7 条 会員事業者は、交付対象の機器が導入の日から起算して 4 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

## （その他必要な事項）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は県ト協が別にこれを定める。

## （附則）

本要綱は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。